

第15回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会

議事次第

日 時：令和5年2月28日（火）10時00分

場 所：独立行政法人農林漁業信用基金大会議室

東京都港区愛宕2-5-1

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

開 会

- ・ 挨拶
- ・ 議事録署名人の指名

議 事

（1）審議事項

- ① 第5期中期計画（案）について
- ② 令和5年度年度計画（案）について

（2）報告事項

- ① 第5期中期目標（案）の概要について
- ② 漁業信用保険料率算定委員会の結果について
- ③ 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について

（3）情報提供事項

委員からの情報提供

（4）その他

閉 会

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会
委員名簿

(令和4年9月1日現在)

(出資者) 独立行政法人農林漁業信用基金法第11条の4第1項第1号に規定する委員

かわ た じゅん じ
川 田 淳 次 農林中央金庫 常務執行役員

さ じ ひさ のり
佐 治 仙 教 全国漁業信用基金協会 監事

さわ みず きよ あき
沢 水 清 明 長崎県漁業信用基金協会 専務理事

た なか てつ や
○田 中 哲 哉 全国遠洋沖合漁業信用基金協会 理事長

まさ き つよし
正 木 毅 宮城県漁業信用基金協会 理事長

(学識経験者) 独立行政法人農林漁業信用基金法第11条の4第1項第2号に規定する委員

いち かわ たかし
市 川 崇 (一社) 全国信用金庫協会 常務理事

い とう のぶ たか
伊 藤 信 孝 苫小牧漁業協同組合 代表理事組合長

ふか がわ ひで ほ
深 川 英 穂 深川水産(株) 代表取締役

やま した はる こ
◎山 下 東 子 大東文化大学経済学部 教授

よし だ ゆう じ
吉 田 雄 二 (株)漁福 代表取締役

(敬称略 区分別 五十音順)

注) ◎は委員長、○は委員長代理。

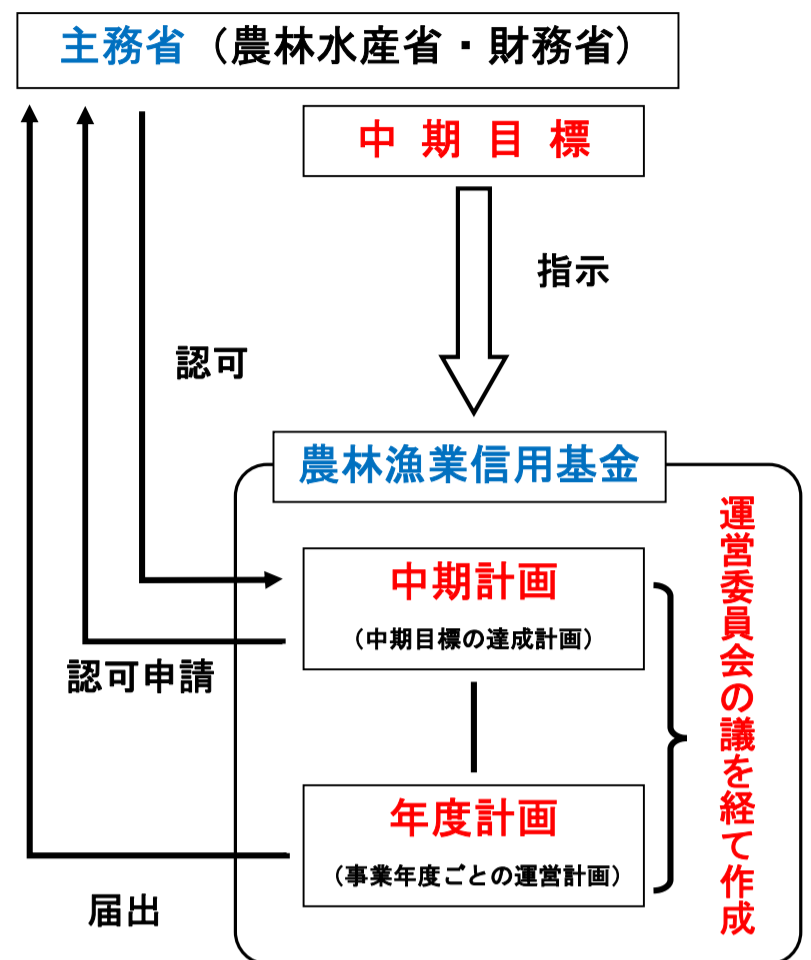
第15回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会
資料目録

- 資料1 第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）の作成について
- 資料1-1 第5期中期計画（案）
- 資料1-2 令和5年度年度計画（案）
- 資料1-3 第5期中期目標（案）、第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）
- 資料2-1 漁業信用保険料率算定委員会の結果について
- 資料2-2 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について
- 参考資料1 漁業信用保険業務運営委員会運営規程
- 参考資料2 漁業信用保険業務運営委員会運営細則
- 参考資料3 第4期中期目標、第4期中期計画及び令和4年度年度計画

第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）の作成について

〔枠組〕

- **主務省**が（独）農林漁業信用基金に達成すべき業務運営に関する**目標（中期目標）**を指示。
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条）
 - **信用基金**は、中期目標を**達成するための計画（中期計画）**を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。
（通則法第30条）
 - また、認可を受けた中期計画に基づき、その事業年度の**業務運営に関する計画（年度計画）**を定め、主務大臣に届け出なければならない。（通則法第31条）
- ⇒ **中期計画及び年度計画の作成に当たっては、運営委員会の議を経なければならない**こととされていることから、今回、**ご審議いただくもの**。
（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第11条の2第2項第2号及び第3号）



【第5期中期目標（案）、第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）の構成と特長】

- 中期目標（主務大臣が指示）については、令和4年8月に主務省が公表した「業務・組織全般の見直し」を基に、5年間（中期目標期間）において、法人が取り組むべき概括的な事項（理念的なもの）について、主務省と信用基金との間での意見交換を踏まえて、主務省が作成し、基金に指示。

法人が作成する中期計画（主務大臣認可）については、従来、中期目標に達成のための手段まで記載されていたことから中期目標とほぼ同じ内容となっていたが、次期は、中期目標を達成するための具体的な取組内容やその手法は、中期計画において明確化することに。

また、年度計画については、従来、中期目標中に手段まで記載されていたので、中期目標・中期計画とほぼ同じ内容となっていたが、次期においては、中期計画を5年間で達成するために、当該単年度に取り組むべき具体的事項を、年度計画において明確化することに。

- また、各業務における指標については、従来、アウトプット的で達成が容易なもの（形式的なもの）が多かったが、次期は、可能な限り、アウトカムに着目した定量的な指標を設定することに。
- さらに、各業務共通事項について、
 - ① 事業費については、従来、保険金・代位弁済費等の業務費を削減することとされていたが、次期は、真に抑制が必要な経費を明記し、重点的にそれらの抑制に取り組むことを明確化することに、
 - ② 人員については、従来、常勤職員数の上限（113名）を規定し、それを上回らないようにすることとされていたが、次期は、常勤職員数、新規採用職員数等を公表して法人の職員数全体像を透明化することに、
 - ③ 人件費については、従来、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を100以下とすることが記載されていたが、次期は、職員の給与水準（ラスパイレス指数）を公表することに、
 し、信用基金としてより柔軟な業務運営が可能となるようにした。

【参考】

○ 第4期中期目標、第4期中期計画及び令和4年度年度計画が同じ内容の事例

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度年度計画
<p>1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 (以下、略)</p>	<p>1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 (以下、略)</p>	<p>1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 (以下、略)</p>

○ 第5期中期目標（案）、第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）の構成例

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）	令和5年度年度計画（案）
<p>2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 (中略)</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する。 (以下、略)</p>	<p>2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、(中略)、以下の取組を行う。 (ア) 外部の知見も活用して地域ごとの林業者等の資金ニーズの把握等を行い、融資機関、関係団体、地方公共団体等との十分な連携の下、対象を明確化して重点的な制度普及に取り組む。 (イ) ホームページ、パンフレット等について、外部の知見も活用し、林業者等、融資機関、地方公共団体等各ステークホルダーの目線に立って見直しを進める。 (ウ) 利用者目線に立って保証引受業務に要する手続の効率化・スリム化に取り組む。 (以下、略)</p>	<p>2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、(中略)、以下の取組を行う。 (ア) 制度普及の対象を明確化するため、外部の知見も活用し、初年度、東日本の林業者等の潜在的な資金ニーズを広く把握する調査を行う。また、制度普及のための効果的・効率的な手法を見出すため、林業信用保証の利用者を対象とするアンケートを実施する。これらにより把握した内容は、令和6年度以降の制度普及に反映させる。 (イ) ホームページの刷新業務を外部に委託し、利用者が使いやすいコンテンツを設定し、運用を試行する。また、利用者の特性を踏まえて作成したパンフレットを制度普及に活用し、必要に応じて改定を行う。 (以下、略)</p>

(注) 第5期中期計画2(1)のア(ウ)の取組については、令和6年度以降に実施予定。

○ 第4期中期目標と第5期中期目標（案）の指標等について

第5期中期目標（案）	第4期中期目標
<p><u>社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け</u> 【指標】 ○ 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加 ○ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況</p>	<p><u>融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</u> 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等）</p>
<p><u>人件費</u> 職員の給与水準については、(中略)、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。</p>	<p><u>人件費</u> 給与水準については、(中略)、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、(略)。</p>

＜漁業信用保険業務における中期計画・年度計画のポイント＞

1 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

＜参考＞ 中期目標（第3-3-(1)）

- 脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けを進める。
- 漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるよう取り組む。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

第5期中期計画（第1-3-(1)）	令和5年度年度計画（第1-3-(1)）
<p>脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、新たな水産資源管理の着実な実施等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。</p> <p>ア 新たな資金ニーズの適確な把握</p> <p>イ 重点的に引受けを推進する対象の選定</p> <p>ウ 行政機関等と連携した利用促進</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受残高 2,000 億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>ア 資金需要の把握のため、主務省や関係団体と連携して、</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 新たな技術や取組の普及状況（利用者等）や融資・保証の活用状況や事例 (イ) 新たな技術や取組の導入に要する費用、導入後の効果、今後の普及の見通し等を精査し、重点的に引受けを推進していく対象を明確化する。 <p>イ 主務省等と連携し、保証保険制度について漁業者等への周知を図り、利用を促す。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受残高 2,000 億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

2 適切な保険料率の設定

<参考> 中期目標（第3-3-(2)-ア）

漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう十分配慮しつつ、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて見直しを行う。

第5期中期計画（第1-3-(2)-ア）	令和5年度年度計画（第1-3-(2)-ア）
持続的に制度運営していけるよう、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう十分配慮しつつ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。	料率算定委員会において、 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討することを前提にしつつ、保険収支の状況等も勘案して保険料率を設定する。

3 保険事故率の低減に向けた取組の実施

<参考> 中期目標（第3-3-(2)-イ）

- 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。
- きめ細やかな期中管理が実現されるよう、基金協会への助言等を行う。

【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する
- 保険事故率の低減
 年度評価：償還事故率を3%以下とする
 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る

第5期中期計画（第1-3-(2)-イ）	令和5年度年度計画（第1-3-(2)-イ）
<p>(ア) 保険引受けに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受案件の事前協議 ② 運転資金について、適正な引受規模での引受け ③ 事故事例等の活用・共有 <p>(イ) 期中管理について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期中管理上の問題点等について、基金協会に共有し、改善を促す。 ② 期中管理案件の基準と対応策を定め、基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。 ③ 大口保険等代位弁済案件の事前協議 	<p>(ア) 保険引受審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受案件の事前協議 ② 「運転資金の適正な引受規模の考え方」等に沿った引受けを実施するとともに、その浸透状況を検証 ③ 事故事例等の活用・共有 <p>(イ) 期中管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期中管理上の問題点等について、基金協会に共有し、期中管理の取組の強化を促す。 ② 期中管理の実現に向けた共通の基準と対応策の確立を目指し、期中管理の取組の強化に向けた具体策について、主務省等と検討を行う。 ③ 大口保険等代位弁済案件の事前協議
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○ 保険事故率の低減 年度評価：償還事故率を3%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する ○ 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下とする

4 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

<参考> 中期目標（第3-3-(2)-ウ）

代位弁済の実施に伴う求償権を有する基金協会に対し、①求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること、②基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと、について助言、支援等を実施。

【指標】

- 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する

第5期中期計画（第1-3-(2)-ウ）	令和5年度年度計画（第1-3-(2)-ウ）
基金協会に対し、 ・債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・費用対効果を踏まえて償却・管理停止を行うことについて、助言等を行う。	(ア) サービサーなど外部専門家を活用した事例を含め回収事例を収集し、基金協会に助言・支援。 (イ) 基金協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や他の保証機関での求償権の管理状況についての調査を行うとともに、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し、基金協会に示す。
【指標】 ○ 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する	【指標】 ○ 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を示した指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す

5 その他事務処理の適正かつ迅速な実施

<参考> 中期目標（第3-3-(2)-エ）

各事務の処理について、手続の簡素化等の点検を実施し、標準的な処理の期間等に従って実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

第5期中期計画（第1-3-(2)-エ）	令和5年度年度計画（第1-3-(2)-エ）
(ア) 提出書類の簡素化の可否等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。 (イ) 標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。	(ア) 求償権管理に係る通知等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえつつ、簡素化を図る。 (イ) 保険引受け等の業務について、標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 あわせて、保険通知の処理等について、標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。
【指標】 ○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	【指標】 ○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<各業務共通の中期計画、年度計画の主なポイント>

1 事業の効率化

<参考> 中期目標（第4-1）

- 業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。
- 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、令和4年度比で5%以上削減する。

第5期中期計画（第2-1）	令和5年度年度計画（第2-1）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 毎年度、業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。 ➤ 必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業務の効率性を高める。 ➤ 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、令和4年度比で5%以上削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。 ➤ 必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業務の効率性を高める。 ➤ 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、削減する。

2 経費支出の抑制

<参考> 中期目標（第4-2）

- 一般管理費については、令和4年度比で20%以上抑制する。
- 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるようにする。
- 職員の給与水準については、その適正化を図るため、対国家公務員地域・学歴別指数（ラスパイレス指数）を公表する。

第5期中期計画（第2-2）	令和5年度年度計画（第2-2）
<p>(1) 一般管理費については、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。</p> <p>(2) 人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引き上げに着手する。 イ 毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ 毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 <p>(3) 人件費</p> <p>職員の給与水準については、その適正化を図るため、対国家公務員地域・学歴別指数（ラスパイレス指数）を公表する。</p>	<p>(1) 一般管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制するため、以下の事項を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。 イ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 <p>(2) 人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理する。 イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。 ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 <p>(3) 人件費</p> <p>職員の給与水準については、その適正化を図るため、対国家公務員地域・学歴別指数（ラスパイレス指数）を公表する。</p>

独立行政法人農林漁業信用基金の
中期目標を達成するための計画
(第 5 期中期計画)

令和 5 年 3 月 ●● 日制定認可

独立行政法人農林漁業信用基金

独立行政法人農林漁業信用基金中期計画（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保や経営の安定化、林業の持続的かつ健全な発展、水産業の成長産業化に加えて、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装などの農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資するという使命を果たすべく、農林水産大臣及び財務大臣が定めた令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間における信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のとおり定める。

信用基金は、上記使命の達成に向け、社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、業務の質の向上を図り、効率的・自律的に業務を実施するものとする。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）等に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業信用基金協会、漁業信用基金協会（及びその支所）や融資機関等関係機関と連携するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応した農林漁業者等に対する質の高いサービスを提供するため、以下の取組を実施し、業務の質の向上を図るものとする。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の5つとする。

1 農業信用保険業務

（1）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。

あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクを踏まえた引受けを実現できるよう、農業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。

ア 新たな技術革新など農業をめぐる内外の環境の変化を踏まえ、現場での新たな活用ニーズに対応した農業信用保険の引受け

イ 法人経営、大規模経営等農業者の生産経営構造の変化等に対応し、利用者ニーズを反映した農業信用保険の引受け

ウ 借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受け

エ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握（同サービスに関する効果的な広報の手法の検討・実施を含む。）

これらについては、毎年度、年度計画において具体的な活動内容を明確に定めるとともに、その成果については、毎年度、業務運営の検証委員会において検証した上で、中期目標期間の最終年度（令和9年度）までにあるべき姿の実現を図る。

【指標】

- 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加
- 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

（2）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。

ア 適切な保険料率の設定

（ア）農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

（イ）中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて保険料率体系の見直しを行う。
その際、以下の論点に留意して検討を行う。

- ① 資金全体での収支均衡を確保しつつ、資金ごとの保険収支、資金間の収支バランスを踏まえた資金区分とその区分ごとの保険料率のあり方
- ② 農業者の経営財務状況に応じた保険料率の段階設定の考え方

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会や融資機関と連携を強化し、

（ア）引受審査について、その高度化を目指し、以下の取組を行う。

- ① 農業信用基金協会において信用リスクに応じた適正な引受審査が行われるよう、大口保険引受案件について引受条件等に関する運用を適確に行い、事前協議を全件確実に実施する。
- ② 事件事例等を活用し、農業信用基金協会と保険引受審査の認識の共有を図り、保険事故の未然防止に努める。

(イ) 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。

- ① 「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」(注)等を活用し、農業信用基金協会に適確な期中管理の実施を促す。
- ② 事故事例を活用して、農業信用基金協会、融資機関との期中管理業務の認識の共有を図る。
- ③ 農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

(注)「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が100百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。

【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する
- 保険事故率の低減
年度評価：
償還事故率を1%以下とする
見込評価・期間実績評価：
中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

(ア) 農業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。

(イ) 農業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。

【指標】

- 全国ベースで見た長期固定化求償権(8年以上固定化)残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標に、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

(ア) 保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資す

る観点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、農業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。

(イ) 農業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする

(※) 農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

(参考) 標準的な処理の期間・日程

① 大口引受案件の事前協議：10 営業日以内

② 保険通知の処理・保険料徴求

- ・ 農業信用基金協会（協会）からの保険料納付日：毎月 25 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。）
- ・ 協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月 5 日
- ・ 上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日：納付月 1 日
- ・ 信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日

③ 保険金支払審査

- ・ 協会への保険金支払日：毎月 5 日、15 日、25 日
- ・ 協会からの保険金請求書の提出期限：
毎月 5 日支払については、前月の 20 日まで
毎月 15 日支払については、前月の末日まで
毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで
- ・ 上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日：
毎月 5 日支払については、前月の 28 日
毎月 15 日支払については、当月の 8 日
毎月 25 日支払については、当月の 18 日

④ 回収納付金の納付

- ・ 協会からの回収納付金納付日：毎月 25 日
- ・ 協会からの回収通知書の提出期限：
当月納付の協会 当月 10 日まで

翌月納付の協会 納付月の前月末日まで

- ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日

⑤ 長期・短期資金貸付審査

- ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の 7 営業日前まで

2 林業信用保証業務

(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

ア 融資機関等に対する普及推進の取組

信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。

(ア) 外部の知見も活用して地域ごとの林業者等の資金ニーズの把握等を行い、融資機関、関係団体、地方公共団体等との十分な連携の下、対象を明確化して重点的な制度普及に取り組む。

(イ) ホームページ、パンフレット等について、外部の知見も活用し、林業者等、融資機関、地方公共団体等各ステークホルダーの目線に立って見直しを進める。

(ウ) 利用者目線に立って保証引受業務に要する手続の効率化・スリム化に取り組む。

これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度、業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和 9 年度）にあるべき姿の実現を図る。

【指標】

- 中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で 5% 以上増加
- 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。

(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保

林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果

たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。

ア 適切な保証料率の設定

適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定する。

(ア) 収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会で保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。

(イ) 特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。

イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取組を行う。

(ア) 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。

(イ) 林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。

(ウ) 代位弁済に至った事案の検証を行うとともに、これを通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。

【指標】

- 代位弁済に至った事案の検証状況
- 代位弁済率の低減

年度評価：

代位弁済率を2%以下とする

見込評価・期間実績評価：

中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る

ウ 求償権の回収の取組の実施

求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービスへの委託による回収も採り入れ、効果的かつ効率的な手法により求償権の着実な回収に取り組む。

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。

(ア) 保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下のとおり標準的な処理の期間を設定し、その期間内に確実に案件の処理を行う。

(イ) 業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図る。

【指標】

- 標準的な処理の期間
 - ・保証引受け：10 営業日
 - ・出資持分の払戻し：18 営業日
 - ・代位弁済：50 営業日
 - ・貸付審査：3 営業日
- 標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする

(※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

3 漁業信用保険業務

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。

あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう漁業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。

ア 海洋環境や、漁船漁業の構造変化、成長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握

イ 重点的に引受けを推進する対象の選定

ウ 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進

これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和 9 年度）にあるべき姿の実現を図る。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。

ア 適切な保険料率の設定

保険料率については、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(ア) 保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、次の取組を行う。

- ① 大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクに応じて事前協議を全件確実に実施する。
- ② 保険引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、特に運転資金については、令和4年4月から実施している適正な引受規模の考え方等に沿った引受けを実施する。
- ③ 大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、漁業信用基金協会と保証引受審査に当たって留意すべき点についての認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会による適確な保証審査を促す。

(イ) 期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。

- ① 大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の改善を促す。
- ② 関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けて、取り組むべき期中管理案件の基準と対応策を定め、これに基づき、信用基金は、漁業信用基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。
- ③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する

○ 保険事故率の低減

年度評価：

償還事故率を3%以下とする

見込評価・期間実績評価：

中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

(ア) 漁業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。

(イ) 漁業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。

【指標】

- 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

(ア) 保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、漁業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。

(イ) 漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

(※) 漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

(参考) 標準的な処理の期間・日程

- ① 大口保険引受事前協議：10 営業日
- ② 保険金支払審査：22 営業日
- ③ 短期資金貸付審査：借入申込書受理後 3 営業日

- ④ 保険通知の処理・保険料徴求
 - ・漁業信用基金協会（協会）からの保険料納付期限：毎月末日まで
 - ・協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで
 - ・信用基金からの保険料支払請求書の送付：納付月の 15 日頃
- ⑤ 納付回収金の収納
 - ・協会からの回収納付金の納付期限：毎月末日まで
 - ・協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限：前月末日まで
 - ・信用基金からの回収金納付通知書の送付：納付月の 15 日頃
- ⑥ 長期資金貸付審査
 - ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の 7 営業日前まで

4 農業保険関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。

- ア 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。
- イ 標準的な処理の期間を 4 営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。
- ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

【指標】

- 標準的な処理の期間：借入申込書受理後 4 営業日
- 標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする

5 漁業災害補償関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。

- ア 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。
- イ 標準的な処理の期間を 4 営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。

ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について毎年度検証を行う。

【指標】

- 標準的な処理の期間：借入申込書受理後4営業日
- 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業の効率化

(1) 効率的・効果的な業務運営

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、毎年度業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。また、必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業務の効率性を高める。

調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減する。

(2) ワークライフバランスの実現

- ・時差出勤、テレワーク等多様な働き方の実践、
 - ・年次休暇の計画的取得、各種休暇制度の積極的な活用、
 - ・勤務時間内に業務を完了する取組の励行
- 等により、ワークライフバランスの実現を目指す。

2 経費支出の抑制

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。

一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部と不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。

(2) 人員

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。

イ 毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。

ウ 毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

(3) 人件費

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

3 デジタル化の推進

(1) 業務の自動化・電子化

I T化推進中期計画（令和5年度から令和9年度まで）に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、また、制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、業務の自動化・電子化等を推進する。

なお、毎年度の業務の自動化・電子化の具体的取組については、毎年2案件を目途に各年度のI T化推進計画に規定することとする。

(2) 情報システムの整備及び管理

ア 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制を整備する。

イ 情報システムの整備を次のように推進する。

(ア) 情報システムの整備については、各部門の基幹業務システムの標準化に向けて、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共有化及び共通化を図るなど、I T化推進中期計画（令和5年度から令和9年度まで）に基づき、業務の効率化及び簡素化を図る観点並びに制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、計画的に進める。

毎年度の情報システムの整備の具体的取組については、各年度のI T化推進計画に規定することとする。

(イ) 原則として、5年ごとに、機器類の交換やアプリケーションの見直しを行う。

(ウ) 次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進め

る。

(3) ICT教育の実施及びIT人材の育成

全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのICT教育を継続的に実施する。

また、IT化推進中期計画（令和5年度から令和9年度まで）に基づき、信用基金の業務はもとよりデジタルについても一定の知見を有した上で業務のIT化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成する。

4 調達方式の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。

また、外部有識者を含む契約監視委員会等の活用など、調達に係る推進体制の整備・見直しを行う。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 健全な業務収支の維持・確保

長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。

2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。

3 決算情報・セグメント情報の開示

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。

4 長期借入金の条件

基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

5 短期借入金の限度額

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 45 条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては 868 億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分 487 億円、農業経営収入保険事業分 381 億円）、漁業災害補償関係勘定においては 185 億円を限度とする。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

予定なし。

7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし。

8 剰余金の使途

剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

東京都千代田区内神田 1 丁目の従来地への事務所移転について、計画的に準備を進め、中期目標期間中に実施する。

その際、施設及び設備の整備に当たっては、効果的・効率的な業務運営が可能となるよう配慮する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）人事評価

ア 業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員的能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。

イ 人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。

（2）人材の確保・育成

人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。

ア 人材の確保

(ア) 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。

(イ) 必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。

イ 人材の育成

(ア) 信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成を目指す。この取組事項は、毎年度定めることとする。

(イ) 職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、民間企業等から採用した人材の専門的な知見の共有等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応できるようにする。

(ウ) 脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、職員の知見を高める。

(3) 人員【再掲】

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。

イ 毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。

ウ 毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

(4) 人件費【再掲】

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

3 積立金の処分に関する事項

農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。

4 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) ガバナンスの高度化

ア 業務の公平性・中立性の確保

運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。

イ 内部統制機能の強化

(ア) 役員会

理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月1回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。

(イ) 内部統制委員会

理事長をトップとし、適正かつより効率的・効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。

また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。

(ウ) リスク管理委員会

金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。

また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させる。

(エ) コンプライアンス

コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行う。

ウ 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保

各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとり適切な

つ健全な業務運営が確保されるようにする。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(別紙)

1. 予算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
預り交付金	24	-	-	24	-	-
受入事業交付金	3,075	79	1,549	1,447	-	-
民間出資金	262	-	262	-	-	-
事業収入	811,442	121,937	54,923	61,722	453,027	119,833
運用収入	2,022	821	514	614	51	22
借入金	651,051	-	-	-	438,910	212,141
その他の収入	53	-	-	53	-	-
合 計	1,467,930	122,837	57,249	63,860	891,989	331,995

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	
運営経費	民間出資金	210	-	210	-	-	
	業務経費	811,201	120,700	54,033	63,847	453,088	119,533
	借入金償還	651,051	-	-	-	438,910	212,141
	借入金利息	798	-	-	-	648	150
	一般管理費	2,681	1,225	863	526	38	29
	人件費	6,792	2,859	2,272	1,460	124	78
合 計	1,472,733	124,784	57,377	65,833	892,809	331,930	

[人件費の見積もり]

中期目標期間中総額5,566百万円を支出する。ただし、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

※ 百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

2. 収支計画

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
経 常 収 益	政府事業交付金収入	3,830	59	449	3,322	-	-
	事 業 収 入	27,876	19,713	1,607	5,301	951	304
	財 務 収 益	1,977	803	498	605	50	21
	引当金等戻入	17	-	-	11	5	2
当 期 総 損 失		4,041	1,743	2,441	134	-	-
合 計		37,743	22,318	4,996	9,373	1,006	327

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
経 常 費 用	業 務 経 費	25,359	17,635	460	7,241	18	4
	一 般 管 理 費	2,035	910	675	398	30	23
	人 件 費	6,744	2,848	2,257	1,466	95	78
	減 価 償 却 費	1,513	921	316	266	6	4
	財 務 費 用	798	-	-	-	648	150
	引当金等繰入	1,284	-	1,284	-	-	-
臨 時 損 失							
	固 定 資 産 除 却 損	9	4	3	2	0	0
当 期 総 利 益		-	-	-	-	209	68
合 計		37,743	22,318	4,996	9,373	1,006	327

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和5事業年度の業務運営に関する計画
(令和5年度年度計画)

令和5年3月●●日制定届出

独立行政法人農林漁業信用基金

独立行政法人農林漁業信用基金令和5年度年度計画（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務省より指示された中期目標を踏まえて策定した中期計画を達成すべく、令和5年度において、以下の年度計画に従い、業務を実施するものとする。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 農業信用保険業務

（1）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

ア スマート農業等の新技術について、技術ごとの普及状況、導入方法（融資の活用等）、技術導入時の費用、技術導入後の効果、今後の普及の見通し等について主務省等からの情報収集等を行い、その資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。

イ

（ア）法人経営、大規模経営等について、信用基金の有する法人引受データや、法人化支援活動を行っている関係団体、行政機関への情報収集等によって、畜産、施設園芸等経営部門ごとの資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。

（イ）農業経営の大規模化、法人経営の増加を受け、法人化支援活動を行っている関係団体、都道府県等行政機関へ保証・保険について農業者向けパンフレットを活用して情報提供し、農業者等への周知を図る。

ウ 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入の必要性について、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会と認識の共有化を図る。

エ 農業信用保証保険サービスに関してホームページや広報誌等を通じて情報提供するとともに、農業信用基金協会の地域別の会議等において、各地域における資金需要等を聴取するなど、利用者のニーズの把握・収集を行う。

これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

○ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

（2）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果

たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。

ア 適切な保険料率の設定

(ア) 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

(イ) 農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、

① 前中期目標期間の

- ・ 農業信用基金協会から寄せられた保険料率についての要請
- ・ 料率算定委員会における問題提起

を整理した上で、保険料率体系のあり方の方向性について、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会との認識の共通化に取り組む。

② 資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスについて検証を行うとともに、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率のあり方の具体案について整理を行い、運営委員会に報告する。

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(ア) 保険引受審査について

保険引受けに当たって、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、以下の取組を行う。

- ① 大口保険事前協議案件について引受条件等内部基準を適確に運用して、事前協議を全件確実に実施する。
- ② 大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、保証引受審査に当たって留意すべき点について、農業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行う。
- ③ 農業信用基金協会などにおいて保険事故率低減に向けて独自に工夫して行っている取組についての調査結果を取りまとめ、基金協会に情報提供する。
- ④ 上記①～③について、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて、運営委員会に報告する。

(イ) 期中管理について

期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りそ

の経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。

- ① 農業信用基金協会に対し、令和4年6月に改定した「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」（注）等の適正な履行を通じて、被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を促す。
- ② 事事故例等を活用し、農業信用基金協会と期中管理に当たって留意すべき点について意見交換を行うこと等により、期中管理の重要性について農業信用基金協会と認識を共有する。
- ③ 農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

（注）「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が100百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。

【指標】

- 過年度の事事故例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事事故例集を作成するとともに、それを活用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する
- 保険事故率の低減
償還事故率を1%以下とする

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

（ア）サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例を含め求償権の回収事例を収集した上で、農業信用基金協会に助言・支援を行う。

（イ）

- ① 農業信用基金協会ごとの長期固定化求償権の額、割合、長期固定化要因を調査によりとりまとめる。
- ② ①のとりまとめ結果を踏まえ、適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて、農業信用基金協会の参考となるガイドライン等の作成に向けて課題等を整理し、骨子を示す。

【指標】

- 回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

（ア）令和7年4月に予定されている農業保証保険システムの再構築を見据え、保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観

点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、令和5年8月までに検討結果を取りまとめる。

(イ) 保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。

あわせて、保険金支払審査、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする

(※) 農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

(参考) 標準的な処理の期間・日程

① 大口引受案件の事前協議：10 営業日以内

② 保険通知の処理・保険料徴求

- ・ 農業信用基金協会（協会）からの保険料納付日：毎月 25 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。）
- ・ 協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月 5 日
- ・ 上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日：納付月 1 日
- ・ 信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日

③ 保険金支払審査

- ・ 協会への保険金支払日：毎月 5 日、15 日、25 日
- ・ 協会からの保険金請求書の提出期限：
毎月 5 日支払については、前月の 20 日まで
毎月 15 日支払については、前月の末日まで
毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで
- ・ 上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日：
毎月 5 日支払については、前月の 28 日
毎月 15 日支払については、当月の 8 日
毎月 25 日支払については、当月の 18 日

④ 回収納付金の納付

- ・ 協会からの回収納付金納付日：毎月 25 日

- ・協会からの回収通知書の提出期限：
 当月納付の協会 当月 10 日まで
 翌月納付の協会 納付月の前月末日まで
- ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日

⑤ 長期・短期資金貸付審査

- ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の 7 営業日前まで

(ウ) これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。

2 林業信用保証業務

(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

ア 融資機関等に対する普及推進の取組

信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。

(ア) 制度普及の対象を明確化するため、外部の知見も活用し、初年度、東日本の林業者等の潜在的な資金ニーズを広く把握する調査を行う。また、制度普及のための効果的・効率的な手法を見出すため、林業信用保証の利用者を対象とするアンケートを実施する。これらにより把握した内容は、令和 6 年度以降の制度普及に反映させる。

(イ) ホームページの刷新業務を外部に委託し、利用者が使いやすいコンテンツを設定し、運用を試行する。また、利用者の特性を踏まえて作成したパンフレットを制度普及に活用し、必要に応じて改定を行う。

これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、運営委員会に報告する。

【指標】

- 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標期間最終年度比で 5 % 以上増加
- 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけを推進しつつ、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。

(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営

林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。

ア 適切な保証料率の設定

適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定する。

(ア) 収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会で保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。

(イ) 特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。

イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取組を行う。

(ア) 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。

(イ) 林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。

(ウ) 代位弁済に至った事案の事後検討会を開催し、事故発生 の要因分析等を行うことにより、今後の保証引受け及び期中管理に反映するとともに、この検証作業を通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。

これらについては、それぞれ実績を取りまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 代位弁済に至った事案の検証状況
- 代位弁済率の低減
代位弁済率を2%以下とする

ウ 求償権の回収の取組の実施

求償権の回収については、融資機関への委託を基本としつつ、サービサーへの委託等を計画的に行い、回収業務に当たる。

これらについては、取組結果を取りまとめ、業務運営の検証委員会で検証し、

令和6年度以降の回収方策に反映する。

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。

(ア) 保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。

(イ) 業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図るため、マニュアル等の整備を行う。

これらについては、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証する。

【指標】

○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

(※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

(参考) 標準的な処理の期間

① 保証引受け：10 営業日

② 出資持分の払戻し：18 営業日

③ 代位弁済：50 営業日

④ 貸付審査：3 営業日

3 漁業信用保険業務

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

ア 専門的な漁業から複合的な漁業への転換などの漁業者の操業形態の変化、A I や I C T 等による効率化、省力化のためのデータ連携の活用、輸出の拡大による漁船漁業及び養殖業の成長産業化などのための資金需要の把握のため、主務省や関係団体と連携して、

(ア) 新たな技術や取組の普及状況（利用者等）や融資・保証の活用状況や事例

(イ) 新たな技術や取組の導入に要する費用、導入後の効果、今後の普及の見通し等を精査し、重点的に引受けを推進していく対象を明確化する。

- イ 主務省、関係団体、地方公共団体等と連携し、各種会議の場等を通じて、予算事業の PR、パンフレットの配布等により漁業信用保証保険制度について漁業者等への周知を図り、利用を促す。

これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況

(2) 漁業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保

漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。

ア 適切な保険料率の設定

令和 4 年度の保険料率算定委員会での結論を踏まえ、令和 5 年度の保険料率算定委員会において、保険料率について検証し、

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
 - ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること
- を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定する。

イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(ア) 保険引受審査について

保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、次の取組を行う。

- ① 大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクや資金種類等を適正に確認し、事前協議を全件確実に実施する。
- ② 保険引受けに当たっては、令和 4 年 4 月から実施している「運転資金の適正な引受規模の考え方」等に沿った引受けを実施するとともに、事前協議案件の審査を通じて上記「考え方」等について、その浸透状況を検証する。
- ③ 大口保険事前協議案件や事故事例等を活用して、保証引受審査に当たって留意すべき点について整理の上、漁業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す。

(イ) 期中管理について

期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その取組の強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。

- ① 大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の取組の強化を促す。
- ② 関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けた共通の基準と対応策の確立を目指し、融資機関、漁業信用基金協会の抱える課題について整理して、期中管理の取組の強化に向けた具体策について、主務省、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫等と検討を行う。
- ③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

【指標】

- 過年度の事事故例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する
- 保険事故率の低減
償還事故率を3%以下とする

ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

(ア) サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例など、効率的・効果的な回収事例を収集し、漁業信用基金協会に情報提供して、回収の取組の助言・支援等を行う。

(イ) 漁業信用基金協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や他の保証機関での求償権の管理状況についての調査を行うとともに、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す。

【指標】

- 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を示した指針（ガイドライン）の骨格を整理し、漁業信用基金協会に示す

エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

(ア) 求償権管理に係る漁業信用基金協会から信用基金への通知等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえつつ、現行の通知事項や様式の内容等について精査の上、可能なものについて簡素化を図る。

(イ) 保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。

あわせて、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。

【指標】

- 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

(※) 漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

(参考) 標準的な処理の期間・日程

- ① 大口保険引受事前協議：10 営業日
- ② 保険金支払審査：22 営業日
- ③ 短期資金貸付審査：借入申込書受理後 3 営業日
- ④ 保険通知の処理・保険料徴求
 - ・ 漁業信用基金協会（協会）からの保険料納付期限：毎月末日まで
 - ・ 協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで
 - ・ 信用基金からの保険料支払請求書の送付：納付月の 15 日頃
- ⑤ 納付回収金の収納
 - ・ 協会からの回収納付金の納付期限：毎月末日まで
 - ・ 協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限：前月末まで
 - ・ 信用基金からの回収金納付通知書の発出：納付月の 15 日頃
- ⑥ 長期資金貸付審査
 - ・ 協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の 7 営業日前まで

(ウ) これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。

4 農業保険関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。

ア 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握

し、業務運営に反映させる。

イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理する。

ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

【指標】

- 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

（参考）標準的な処理の期間

- ・貸付審査：借入申込書受理後4営業日

5 漁業災害補償関係業務

共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。

ア 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。

イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理する。

ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について検証する。

【指標】

- 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

（参考）標準的な処理の期間

- ・貸付審査：借入申込書受理後4営業日

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業の効率化

（1）効率的・効果的な業務運営

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施する。また、マニュアル化を進め、業務の効率性を高める。

調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた

上で必要額を適正に支出することとし、削減する。

(2) ワークライフバランスの実現

時差出勤、テレワークを活用した働き方を実践するとともに、年次休暇取得率目標の設定、職員に対する休暇制度の周知・啓発、休暇取得促進に関する管理職向けの教育・研修等により、各種休暇制度の積極的な活用を図るほか、勤務時間内に業務を完了する取組を継続し、ワークライフバランスの実現を目指す。

2 経費支出の抑制

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。

一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部と不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制する。

このため、以下の事項を着実に実施する。

ア 費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。

イ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。

(2) 人員

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理する。

イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。

ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

(3) 人件費

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

3 デジタル化の推進

(1) 業務の自動化・電子化

令和5年度IT化推進計画に基づき、RPAやVBAの活用などによる業務の自動化・電子化を進める。

その際、業務の自動化については、2案件で導入することを目指す。

(2) 情報システムの整備及び管理

ア 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOを設置するとともに、必要な体制を整備する。

イ 令和5年度IT化推進計画に基づき、情報システムの整備を実施する。

また、次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を開始する。

(3) ICT教育の実施及びIT人材の育成

全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのICT教育を実施する。

また、IT化推進中期計画（令和5年度から令和9年度まで）に基づき、信用基金の業務を理解した上で、IT化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成すべく、IT活用課職員について、ITに係る研修、外部セミナーへの参加を通じて知識の習得、向上を図る。

4 調達方式の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。

(1) 調達等合理化計画

ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。

イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

(2) 調達に係る推進体制の整備

ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。

イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。

ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 健全な業務収支の維持・確保

長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。

2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。

3 決算情報・セグメント情報の開示

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。

4 長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

5 短期借入金の限度額

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第45条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては868億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円）、漁業災害補償関係勘定においては185億円を限度とする。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

予定なし。

7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし。

8 剰余金の使途

剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。

第4 その他業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標期間中に実施する事務所移転に向け、効果的・効率的な業務運営が可能となるような事務所のレイアウトの決定等準備を進める。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）人事評価

ア 業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。

イ 人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。

（2）人材の確保・育成

将来にわたって安定的・効率的に業務運営を遂行するため、人材の確保・育成に関する方針を定めるとともに、以下の取組を進める。

ア 人材の確保

（ア）人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。

（イ）信用基金として高度な専門性を有する人材が必要な分野を明確にするとともに、その人材を関係機関との連携や外部委託などによって確保できる可能性等を検討する。

イ 人材の育成

(ア) 信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成にも資するよう、部門ごとの定例会等を通じた職員の意識の向上や、研修等の取組の充実を図る。

(イ) 職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、個々の職員のデータベースの整備等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応できるようにする。

(ウ) 脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、外部セミナーや研修を受講することにより、職員の知見を高める。

(3) 人員【再掲】

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理する。

イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。

ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。

また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。

(4) 人件費【再掲】

職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

3 積立金の処分に関する事項

農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。

4 その他

(1) ガバナンスの高度化

ア 業務の公平性・中立性の確保

運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。

イ 内部統制機能の強化

(ア) 役員会

理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月1回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。

(イ) 内部統制委員会

理事長をトップとし、適正かつより効率的・効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。

また、内部統制機能について、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。

(ウ) リスク管理委員会

金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。

また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させ、業務運営の適正化・高度化を図る。

(エ) コンプライアンス

コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行う。

ウ 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保

各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事監査及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとり適切なかつ健全な業務運営が確保されるようにする。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(別紙)

1. 予算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
預り交付金	5	-	-	5	-	-
受入事業交付金	607	16	310	281	-	-
民間出資金	45	-	45	-	-	-
事業収入	159,926	24,319	10,325	11,504	89,810	23,967
運用収入	422	186	101	115	15	5
借入金	130,210	-	-	-	87,782	42,428
その他の収入	11	-	-	11	-	-
合 計	291,226	24,521	10,781	11,916	177,607	66,400

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
運 営 経 費						
民間出資金	41	-	41	-	-	-
業務経費	161,350	24,193	10,655	11,977	90,618	23,907
借入金償還	130,210	-	-	-	87,782	42,428
借入金利息	160	-	-	-	130	30
一般管理費	711	322	229	142	10	7
人件費	1,385	598	446	295	31	15
合 計	293,856	25,113	11,371	12,414	178,570	66,387

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

2. 収支計画

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
経 常 収 益	政府事業交付金収入	771	17	90	664	-	-
	事業収入	5,634	3,952	282	1,150	189	61
	財務収益	411	180	98	113	14	6
	引当金等戻入	12	-	-	11	-	2
当期総損失		403	108	412	-	-	-
合 計		7,232	4,258	882	1,938	203	68

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
経 常 費 用	業務経費	4,916	3,368	89	1,455	4	1
	一般管理費	441	197	146	86	6	5
	人件費	1,333	573	441	284	21	15
	減価償却費	222	120	46	54	1	1
	財務費用	160	-	-	-	130	30
	引当金等繰入	161	-	161	-	-	-
当期総利益		-	-	-	59	42	16
合 計		7,232	4,258	882	1,938	203	68

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

3. 資金計画

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による収入	160,969	24,529	10,737	11,906	89,825	23,972
投資活動による収入	0	0	0	-	-	-
財務活動による収入	130,266	-	45	11	87,782	42,428
前年度からの繰越金	163,988	61,432	44,592	53,062	3,849	1,054
合 計	455,223	85,961	55,374	64,979	181,456	67,454

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による支出	162,723	24,537	11,248	12,196	90,785	23,957
投資活動による支出	891	583	83	219	3	2
財務活動による支出	130,251	-	41	-	87,782	42,428
翌年度への繰越金	161,358	60,841	44,002	52,564	2,886	1,067
合 計	455,223	85,961	55,374	64,979	181,456	67,454

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

3. 資金計画

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による収入	816,608	122,875	56,990	63,809	453,080	119,855
投資活動による収入	1	0	0	-	-	1
財務活動による収入	651,366	-	262	53	438,910	212,141
前年度からの繰越金	163,988	61,432	44,592	53,062	3,849	1,054
合 計	1,631,963	184,307	101,843	116,924	895,838	333,050

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による支出	819,355	123,660	56,478	65,542	453,891	119,784
投資活動による支出	2,161	1,162	692	293	8	6
財務活動による支出	651,261	-	210	-	438,910	212,141
翌年度への繰越金	159,187	59,486	44,463	51,090	3,029	1,120
合 計	1,631,963	184,307	101,843	116,924	895,838	333,050

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

第5期中期目標（案）、第5期中期計画（案）及び令和5年度年度計画（案）

資料 1 - 3

(参考) 第5期中期目標 (案)	第5期中期計画 (案)	令和5年度年度計画 (案)
<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1 独立行政法人農林漁業信用基金の使命</p>	<p style="text-align: center;">% ' %</p>	

ポイント

(漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

1. 保険料率の検証

令和5年度の保険料率については、据え置き。

2. 次期中期目標期間以降の点検等に関する考え方

(1) 令和5年度は保険料率を据え置くこととするものの、次期中期目標期間以降の検証にあたっては、

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要。

(2) 上記の考え方に基づき、次期中期目標期間において、

- ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討。

- ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかに
ついて検討。

漁業信用保険料率に係る令和4年度の点検等について

1 趣旨

第4期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第4期中期目標（抜粋）

第3-3-(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

2 保険料率の設定の考え方

(1) 保険料率設定の基本的な考え方（理論値）

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

理論値保険料率 = (事故率 × (1 - 回収率)) / 残高率

※1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近10か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の10か年累計回収率

※3 残高率：直近10か年の引受けに係る実残高率の平均値

(2) 現行保険料率設定の考え方

① 漁業信用保険業務においては、国において、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくなるないように、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。

具体的には、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出される保険料収入に対し、漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額分について国から漁業信用保険事業交付金が交付されることによって、信用基金の収支が償われることとなっている。

② このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の3つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしており、設定される保険料率は理論値より一定程度低い水準のものとなっている。

3 保険料率の点検

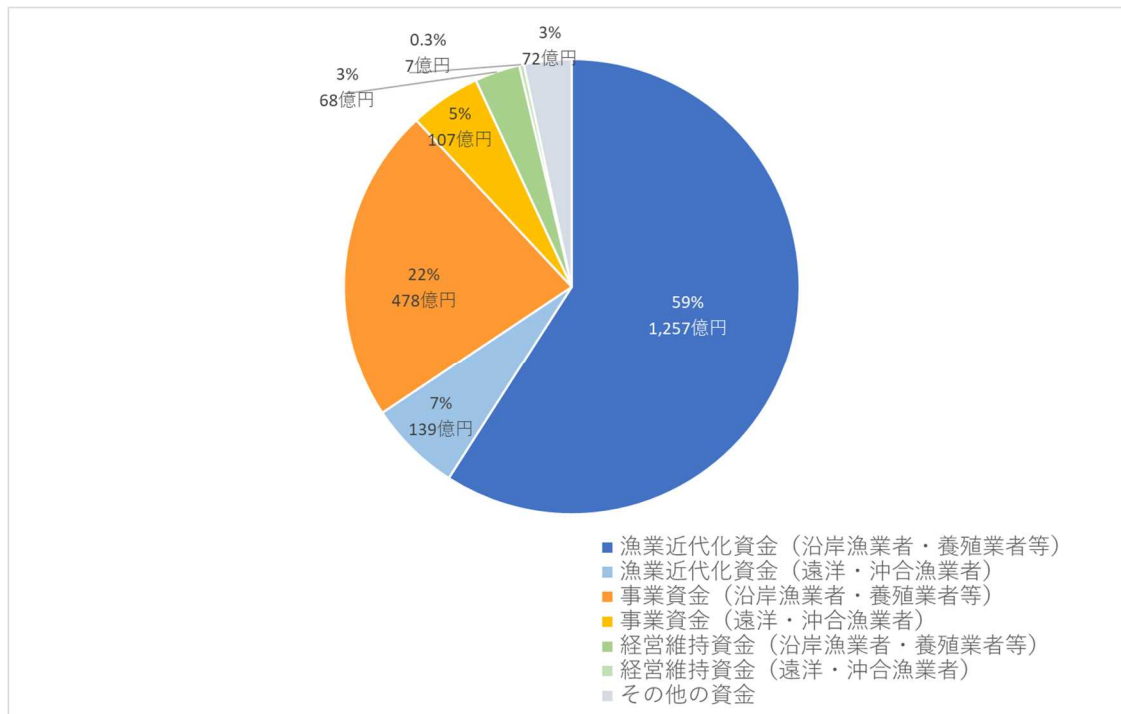
(1) 理論値保険料率と設定保険料率の比較の観点

① 保険引受残高の構成

各資金等種類の令和3年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が59%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が22%、③遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金7%、④遠洋・沖合漁業者向けの事業資金5%、⑤沿岸漁業者や養殖業者向けの経営維持資金*が3%、となっており、これら5つの資金種類で全体の約97%を占めている（図1）。これらの主要な資金について令和4年度理論値保険料率を算出し、設定保険料率と比較することとする。

*：一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金

図1 保険引受残高の構成比率（令和3年度末時点）



なお、残り3%の「その他の資金」であるが、この内訳は表1のとおりである。

表1 「その他の資金」の内訳（単位：百万円）

金融公庫資金	31	0.4%
公害防止資金及び災害資金	0	0%
生活資金	5,608	78.0%
漁協等保証債務	98	1.4%
漁業経営改善促進資金	1,451	20.2%
計	7,189	100.0%

② 理論値保険料率と設定保険料率の比較

理論値保険料率と設定保険料率との比較は、表2のとおり。

表2 理論値保険料率と設定保険料率との比較（単位：％）

資金種類	中小漁業者等区分	設定 保険料率 (A)	理論値 保険料率 (B)	設定保険料率 と理論値保険 料率の差
			4年度	(B-A)
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	—	—
	その他の者	0.22	0.14	▲0.08
事業資金	20トン以上の者	1.05	1.53	0.48
	その他の者	0.77	1.45	0.68
経営維持資金	20トン以上の者	1.20	—	—
	その他の者	1.20	2.28	1.08

(注)「経営維持資金」は、従来の一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金を今年度より再編した資金であり、設定保険料率の適用は令和5年4月からとなっている。

4 令和4年度の保険料率水準の点検結果

(1) 令和4年度理論値保険料率は、その他の者（沿岸漁業者・養殖業者向け）の近代化資金で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金で設定保険料率を上回る結果となった。

なお、

① 20トン以上（遠洋・沖合漁業者向け）の近代化資金については、理論値保険料率算定期間内の保険事故がなかったこと、

② 20トン以上の経営維持資金については、再編前の資金のうち理論値保険料率算定期間内の保険引受がない資金があり「残高率」が算出できなかったこと

から、4年度の理論値保険料率は算出されなかった。

(2) このうち、

① 近代化資金については、

20トン未満、20トン以上ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている、

- ② 事業資金及び経営維持資金（借換緊急融資資金）については、理論値保険料率が継続的に設定保険料率を上回っている。

○近代化資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	0.30	0.20	0.26	0.32	0.31	0.26	0.05	0.04	0.05	0.02	-
その他	0.22	0.48	0.48	0.49	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14

○事業資金の直近10カ年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
20ト以上	1.05	3.29	2.78	3.08	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.49	1.53
その他	0.77	2.39	2.19	2.18	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	1.99	1.45

○借替緊急融資資金の平成25年度から令和3年度までの理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
20ト以上	1.20	1.82	1.73	3.06	3.09	2.85	1.96	2.02	2.20	2.21
その他	1.20	3.70	3.26	3.39	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05

(3) このように理論値保険料率からは、保険料率の引上げや引下げについて検討対象となり得るとも考えられるが、しかしながら、

- ① 資金全体として、漁業信用保険業務の収支は、近年安定していることから、収支を均衡させるために直ちに保険料率を引き上げなければならない状況にはないと考えられる。

○直近10カ年における漁業信用保険業務の保険収支（単位：百万円）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
保険料	1,041	1,014	956	905	834	767	705	678	692	660
回収金	715	942	979	654	684	772	683	600	656	562
交付金	425	345	345	345	345	345	345	345	172	172
収入計	2,181	2,301	2,280	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394
保険金	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
支出計	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679
保険収支	331	662	470	△23	△992	520	584	286	828	716

- ② 他方、令和3年度においても2年度に引き続き、公庫セーフティネット資金を始めとするコロナ対策資金の融通や既往引受の条件変更等により資金繰りが改善された

ことにより、保険事故が過去最少レベルとなっている（参考資料参照）ものの、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念され、もうしばらく今後の推移を見守ることが適当と考えられ、直ちに保険料率が引き下げられる状況にもない。

- ③ また、昨年度に経営維持資金の資金区分を見直したことにより、従来の事業資金のうち旧債整理資金については、令和5年4月より適用される設定保険料率が従来の料率（20トン以上：1.05%、その他：0.77%）から引き上げられる（1.2%）こととなり、新たな料率の適用前にさらに料率を見直すことは協会に混乱を与えることから、制度運営の安定性を図る必要がある。

以上を総合的に勘案すると、今年度においては、全資金において設定保険料率は据え置くことが適当と考えられる。

5 次期中期目標期間以降の保険料率の点検等に関する考え方

- (1) 以上の検証結果から、今年度は設定保険料率の見直しは行わないこととするものの、
- ① 近代化資金については、全体の保証保険残高に占める近代化資金の割合は66%と最も高く、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていることを考慮し、次期中期目標期間においては、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討を行うこととしたい。
- ② また、事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、次期中期目標期間中に、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのか、また協会として許容できるのかについて検討を行うこととする。
- (2) なお、20トン以上の近代化資金及び経営維持資金については、それぞれ理由は異なるものの、理論値保険料率が算出されなかったことを踏まえ、来年度以降、これら資金の理論値保険料率のあり方について資金毎に検討することが必要であると考えられる。
- (3) 保険料率の設定の基本的な考え方は、2（1）及び（2）のとおりであるが、保険料率の見直しにあたっては、国の制度設計を踏まえ、
- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、

- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要があるものと考えられる。

(参考資料)

○ 令和3年度における保険引受け及び保険金支払い等の状況

表1 令和2年度及び3年度引受のうちコロナ引受(単位:百万円)

区分	30年度	元年度	2年度		3年度		増減額 (B-A)
			(A)	うち コロナ引受	(B)	うち コロナ引受	
漁業近代化資金	33,669	32,236	36,606	8,852	38,821	3,988	2,215
漁業経営改善促進資金	1,589	1,609	1,451	-	1,451	0	0
借替緊急融資資金	194	260	775	645	604	322	▲172
生活資金	681	401	446	-	445	0	▲1
事業資金	40,664	39,618	53,815	27,336	27,823	2,229	▲25,992
漁協等保証債務	0	1	0	-	0	0	0
合計	76,797	74,124	93,093	36,833	69,144	6,539	▲23,950

表2 事業資金の運転資金に係る保険期間別保険引受状況(単位:百万円)

保険期間	30年度引受		R1年度引受		R2年度引受				R3年度引受		うちコロナ対応資金		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	うちコロナ対応資金		金額	構成比	金額	構成比	対前年度比
							金額	構成比					
1年以下	31,577	94.1%	31,901	92.0%	34,270	69.6%	16,757	61.3%	21,252	85.7%	782	35.3%	4.7%
1年超3年以下	1,518	4.5%	1,968	5.7%	2,531	5.1%	1,768	6.5%	1,209	4.9%	427	19.3%	24.1%
3年超	457	1.4%	790	2.3%	12,449	25.3%	8,810	32.2%	2,338	9.4%	1,005	45.4%	11.4%
計	33,552	100.0%	34,659	100.0%	49,250	100.0%	27,336	100.0%	24,799	100.0%	2,213	100.0%	8.1%

表3 既往引受に係る条件変更の状況(単位:件)

	30年度	元年度	2年度	3年度
変更通知書処理件数	1,537	1,630	2,180	1,780

注:変更通知書は、貸付条件の変更があった場合に、基金協会がその内容を信用基金に通知するもの。
変更日の属する月の翌月20日までに通知する。

表4 公庫のセーフティネット資金貸付状況(単位:百万円)

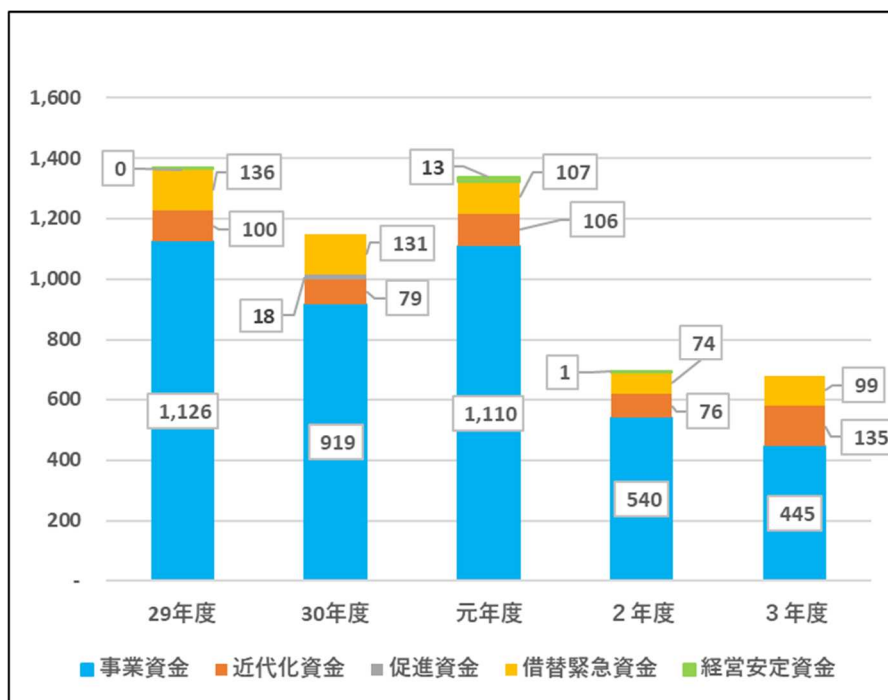
	30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
漁業計	1,012	4,689	463.3%	83,817	1787.5%	11,789	14.1%
うち社会的経済的環境変化	946	4,599	486.2%	82,686	1797.9%	11,687	14.1%

図1 JFマリンバンクのコロナ関連融資



(出典) 農林中央金庫決算概要説明資料

図2 保険金支払の推移 (単位: 百万円)



ポイント

(漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

1 部分保証、ペナルティー方式についての検証

- ・ 中期目標で掲げられた、これら保険事故率低減に向けた取組については、一定の効果は認められるものの、
 - ① 部分保証については対象資金が限られ、効果が限定的、
 - ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわず
かであり有効性が限定的、
 - ③ 部分保証、ペナルティー方式ともに、協会が個別に取
組を拡大して行くには限界
といった課題。

2 期中管理の向上に向けた取組

- ・ 保険事故率低減のために、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要から、
「運転資金の適正な引受規模の考え方」、
「期中管理の考え方」及び「行動指針」を協会に提示し、令和4年4月から取組を開始。
- ・ アンケート調査及び勉強会によって、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認。
- ・ 今後は、
 - ① 融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう

共通ルールの確立を目指して検討するとともに、

- ② 期中管理の取組みに態勢を割くことができるよう、不要な事務の廃止や負担軽減について検討。

3 既往保証案件の期中管理

- ・ 令和4年度下期から信用基金として、大口保険引受事前協議対象案件について、条件変更金額等の把握、延滞発生案件の早期把握を行い、現状や方針の確認等による管理を実施。
- ・ 次期中期計画期間における協会等の期中管理の充実・強化に向けて、新システム構築により実施可能な手法について検討し、令和4年度中に結論。

4 求償権回収協議に係る事務処理等の見直し

- ・ 求償権回収協議について、令和4年度は対象先を絞り、協議を簡素化。
その効果の検証を行った結果、回収額への影響はなく、むしろ協会には評価する意見もあることを確認。
- ・ このため、令和5年度についても、引き続き対象協회를絞って実施。
- ・ また、9月末時点での回収進捗状況に係る協議は、回収促進の効果が乏しいことから、令和5年度から省略。

令和4年度漁業信用保険業務運営の検証について

1 趣旨

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の第4期中期目標において、「保険事故率の低減に向けた取組」として、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果を毎年度検証するとともに必要に応じて方策を拡充することとされている。
- (2) これらの効果の検証と将来の在り方については、昨年度までの漁業信用保険業務運営の検証委員会において一定の結論を得たところである。現中期目標期間最終年度である本年度は、引き続きこれまで同様、部分保証等の導入効果について検証を行うとともに、次期中期目標期間において重要と考えられる期中管理の向上に向けた取組について検討を行うものである。

(参考) 第4期中期目標 第3-3 漁業信用保険業務 (項目のみ抜粋)

- (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定
- (2) 保険事故率の低減に向けた取組
- (3) 求償権の管理・回収の取組
- (4) 利用者のニーズの反映等
- (5) 事務処理の適正化及び迅速化

2 保険事故率の低減に向けた取組

1. 部分保証やペナルティー方式についての検証

- ① 負債整理資金は総じて事故率が高く、信用基金の保険収支の悪化要因の一つであったことから、主務省からの通知に沿って保険事故率の低減に向けた取組として、部分保証（※1）やペナルティー方式（※2）が導入され、信用基金が中期目標に沿って毎年度その効果の検証を行ってきたところである。

〔 ※1 部分保証：保証の範囲を借入金の元本に100分の80を乗じた額とするもの
※2 ペナルティー方式：代位弁済や求償権償却時に一定額を金融機関が負担するもの 〕

- ② 部分保証やペナルティー方式の対象となる資金（※3）の令和3年度引受額を見ると、部分保証の対象となる資金は引受がなく、ペナルティー方式のうち特別出資の対象となる資金は604百万円であった。また、基金協会の特別準備金の対象となる事業に係る資金の引受けも実績はなかった。

〔 ※3 部分保証：経営安定資金 ペナルティー方式（特別出資）：一般緊急融資資金、借替緊急融資資金
ペナルティー方式（特別準備金制度）：対象となる資金や実施状況が基金協会により大きく異なる。 〕

負債整理資金自体の引受けが近年大きく減少しており、令和3年度引受額(764百万円)が全資金の引受額(69,144百万円)に占める割合は1.10%となっている。

- ③ 部分保証を導入した資金について、保険引受案件に係る事故率を制度導入前後の同期間で比較してみると、制度導入後の事故率は制度導入前の事故率と比べて低くなっており、制度導入により保険事故の発生の抑制が図られている(表1)と考えられるが、②に記載したとおり、引受けが少なく、経営安定資金のみと対象資金が限定的なため、現状では金融機関との十分なりリスク分担にはなっていないと考えられる。

また、ペナルティー出資は、基金協会への特別出資が保証引受額の1割と金融機関の負担がわずかであり事故率低減への効果も限定的と考えられる。

表1 事故率の比較

(単位：千円)

平成8年度～平成19年度引受案件			平成20年度～令和3年度引受案件			事故率 減少幅
弁済額 (A)	代弁額 (B)	事故率 (C)	弁済額 (D)	代弁額 (E)	事故率 (F)	(C)-(F)
13,587,007	2,633,555	16.24%	843,803	118,660	12.33%	3.91

※ 事故率は、代位弁済額÷(弁済額+代位弁済額)により算出したものである(震災の影響(保証保険資金等緊急支援事業の対象案件)を除く)。なお、特別出資制度については昭和57年度から実施されていること、特別準備金制度の資金対象は農業信用保険業務と異なり、国の補助事業で規定されており、その対象資金は基金協会によって大きく異なることから、制度の導入前後で効果を検証するには馴染まないと考えられる。

- ④ 部分保証やペナルティー方式については、上述のように一定の効果があるものと認められるが、昨年の当委員会で検証したとおり様々な課題があり、また、「部分保証、ペナルティー方式について、協会が個別に取組みを拡大していくには限界がある」と考えられ、取組の拡大のためには主務省からの指導が必要である。

2. 期中管理の向上に向けた取組

(1) 目的・趣旨

- ① 1にあげた検証のとおり、信用基金では、保険事故率の低減に向けて、部分保証の導入効果等の検証に取り組んできたが、部分保証やペナルティー方式の導入は一定の効果があるものと認められるものの、次のような課題がある。

ア 部分保証については対象資金が限られており、効果が限定的。

イ ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性が限定的。

ウ いずれも基金協会が個別に取組を拡大していくには限界がある。

- ② こうした中、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考え、事件事例の分析を通じて運転

資金の融資審査と期中管理に着目し、「運転資金の適正な引受規模の考え方」、「期中管理の考え方」及び「行動指針」を漁業信用基金協会へ提示し、令和4年4月から取組を開始したところである。

今後、この取組を更に向上させ事故率の低減を目指していくために、上記考え方等の浸透状況や期中管理等の取組状況、課題等を把握する必要があることから、各協会に対して、令和4年7月から10月にかけてアンケート調査及び勉強会を実施した。

今年度は、上記の結果を報告するとともに今後の対応について検討する。

(2) アンケート調査及び勉強会の結果概要

① 期中管理の考え方等については、「融資機関・協会内で考え方を共有した」という回答が多く、一定の理解が得られているとともに、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることが確認できた（表2）。

行動指針等の活用状況では、これまで「基準等整理されていなかった」基金協会・支所や運転資金の需要が少ない基金協会・支所において、今後、行動指針等を参考としていくという回答が多数見られた（表3）。

また、従前より信用基金の考え方と同等の取組がなされている協会等も一定程度存在し、信用基金が示した期中管理の取組に関して全体的に理解が進んでいることが確認できた。

表2 期中管理の考え方について

(協会・支所数)

融資機関と考え方を共有した	16
基金協会内で考え方を共有した(うち上記との重複を除く)	16 (11)
従来から適切に行っており、改めて行った事項はない	13
新たに考え方や基準を作成・整理した(内容や工夫していること、その他検討中の事項)	6

表3 「行動指針」等の活用状況

(協会・支所数)

従来から例示の内容に見合った取組を行っている	12
従来から(例示とは異なるが)独自で適切に行っており、改めて参考となった事項はない	3
期中管理について基準等整理されていなかったことから例示を参考活用する	28
期中管理について基準等整理していないが、今後も基準等を整理する予定はない	3

② また、地区（ブロック）によっては、信用基金が示した行動指針を元に地区内共通の規定化を検討しているところや地区勉強会で信用基金の考え方を元に期中管理のあり方について検討していくとしているところがあるなど、期中管理の取組について前向きな姿勢が確認された。

③ 一方で、以下のような課題が呈された協会・支所もあった。

ア 金融機関との関係について、概ね関係が良いところは引受・期中においても情報の把握・共有が行われているが、一方、信用事業の譲渡、広域合併によって、従来の融資機関と協会等との連携が希薄化し、それに伴う期中管理や回収における金融機関の対応に懸念が生じている。

イ 期中管理には人的コストを含め労力がかかるが、その時点で目に見える利益が発

生ずる訳ではなく、協会等の人員を勘案すると期中管理に多くの時間を割くことは難しい。

ウ 期中管理に取り組んだことによる成果が見えづらく、仮に延滞や代弁に至らないとしても、それが期中管理による成果として分析、評価することが難しい。

(3) 今後の対応・方向性について

アンケート調査及び勉強会で得られた意見も踏まえ、今後、信用基金として考え方を示した期中管理をさらに推進するために必要な取組を検討する。

① 当面の対応（令和4年度下期）

アンケート調査結果及び勉強会での意見交換の内容を整理し、各協会・支所へ共有する。

② 中長期的な対応（次期中期計画（令和5年度以降））

ア 令和4年3月に信用基金から示した考え方について、引き続き関係機関に対して期中管理向上のための取組の継続を要請するとともに、融資機関も含めて期中管理^(※)に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指して検討する。

※期中管理(例)…被保証人との定期的なコンタクトによる近況ヒアリング等を行い、信用状況に応じた情報収集（水揚状況、資金繰り、金融取引等）、必要に応じて経営改善に向けた経営指導等）を行う。

イ 既存業務の効率化、簡素化

協会等の人員態勢を踏まえ、期中管理の取組に態勢を割くことができるよう、信用基金が取扱要領等において基金協会に課している報告等について、新システムの活用も含め、様々な視点から業務の効率化に繋がるよう不要な事務の廃止や負担軽減について検討する。

3. 既往保証案件の期中管理について

(1) 令和3年度の当委員会において、期中管理の強化のための取組みについて、協会等関係機関に求めるだけでなく、信用基金でも独自に可能な取組みを検討することが必要ではないかとして、以下のことを提言した。

① 条件変更金額や代位弁済見込額の大きな案件（特に新型コロナ対応資金の償還開始に伴う条件変更案件）を中心に、経営存続の目星を付けることや経営状況を把握するという観点から、基金協会に追加書類を徴求したり、今後の経営動向を注視し、動きがあれば報告するよう求めること。

② 延滞発生案件を早期に把握し必要な措置を図るという観点から、現在設計中の新保証保険システムに1ヶ月でも延滞が発生すれば個別案件の抽出が可能となるような機能を組み込み、延滞発生から一定期間（3ヶ月など）を経過した案件を抽出し

基金協会に状況を確認・聴取し、経営状況に応じて回収財源の確保や経営改善など必要な措置を早期に基金協会・融資機関に求めること。

(2) 令和4年度の取組

これを踏まえて、令和4年度には、現行システム下でも可能なものとして以下の取組を始めた。

- ① 従来、長期延滞案件（延滞発生後6ヶ月経過）について、「延滞債務発生通知書」の提出を求めてきたが、信用基金として、一定の条件の延滞債務者（保険金見込額3,000万円以上、継続代弁の可能性のある者）については、基金協会に対して延滞発生原因や今後の延滞解消見込みについて、口頭で詳細を確認し、必要に応じて具体的対応策や債権保全における留意点等を伝えることとした。

令和4年度（9月末時点）においては、長期延滞発生は25件（保証残高計940百万円）が新たに報告され、このうち、7件については、協会担当者に今後の具体的対応策の詳細確認や債権保全における留意点等について伝えた。

令和4年度報告分については、9月末時点では代位弁済には至っていない。

- ② 令和4年度下期から大口保険引受事前協議対象案件のうち、①条件緩和された案件（引受時申し送り事案）、②延滞案件（2～6ヶ月）について抽出のうえ、現状把握や方針確認等の管理を行っている。

(3) 今後の取組

次期中期計画期間において、

協会等の期中管理の充実・強化に向けて、令和5年度期中から稼働予定となっている新システム構築により実施可能な手法について検討し、4年度中に結論を得ることとする。

4. 求償権回収協議に係る事務処理等の見直しについて

(1) 経緯

漁業信用保険業務における求償権の回収については、その促進を目的として、毎年度信用基金と各協会との間で回収目標額の設定や回収の進捗状況について協議を行ってきた。

しかし、基金協会、信用基金ともに協議に対応するための労力負担が大きい一方、協議自体が実際の回収金額の増加に効果を生んでいるのかが明らかとは言えない中で、2年度までは全基金協会に対して協議を行い、多くの事務負担を負わせてきた。

これに対して、基金協会・信用基金の事務負担の軽減を目指して、求償権回収目標額の設定及び求償権回収進捗状況に係る協議について、

- ① 令和3年度は目標額設定に係る協議の合理化・簡素化の観点から、従来、現地協議を行っていたものを電話やWEBによる方式に切り替えるとともに、進捗状況の確認については4協会に絞り込んで実施した。
- ② さらに令和4年度は次のとおり見直した。

ア 求償権回収目標額の設定に係る協議

従来は、各協会から提出された回収見込額について信用基金と基金協会の間で協議を経て回収額の上乗せをして目標額を設定してきたが、今年度からは、各協会から書面で提出された回収見込額について、その妥当性を確認した上で年間目標額として設定するとともに、過去の平均回収額が高い上位3協会に対しては今年度の回収見込額の要因について個別協議、確認を行うこととした。

イ 求償権回収進捗状況に係る協議

従来は、各協会から提出された求償権回収進捗状況表を元に、明確な選定基準なく概ね10協会に対し回収状況の聴き取りを実施してきたが、今年度からは、回収目標額に対する9月末現在の進捗率が50%に達していない基金協会に対し回収状況の聴き取りを実施することとした。

(2) 取組の結果検証

- ① 令和4年度上半期（9月末）における求償権の回収実績は250百万円となっており、前年同時期比71%と前年度実績を下回っているが、これは、
 - ア 令和2～3年度において代位弁済額が低位で推移し、求償権残高が減少していることや、
 - イ 近年、無担保・無保証の案件に係る求償権が多く含まれ、回収が困難になっていることによるものと考えられ、協議方法の変更が影響しているものとは考えられない。
- ② 基金協会への聴き取りにおいても、今回の目標額の設定方法を見直したことにより回収額への影響はあったという意見はなく、むしろ事務処理の簡素化・効率化の観点から、今回の見直しを評価するとの意見があった。

表4 求償権回収目標協議と回収協議の実施状況

回収年度・時期		協議件数 (協会・支所 数)	当初見込年間額(上段) 回収目標年間額(下段) (百万円)	回収実績 (百万円)
2年度	4～9月	38	477	378
	10～3月	12	545	906
3年度	4～9月	38	446	354
	10～3月	4	544	793
4年度	4～9月	3	420	250
	10～3月	17	(同額)	—

(注) 上期は回収目標額の設定に係る協議、下期は回収進捗状況に係る協議。また、当初見込年間額(上段)は協会から当初提出された額、回収目標年間額(下段)は上期の回収目標額設定協議後の金額。

(3) 今後の対応

今年度の取組の検証結果を踏まえ、今後については、

- ① 求償権の回収目標額の設定については引き続き今年度の対応を続けることとする
が、回収実績の推移によっては対応を見直すことも必要となることから、定期的に
検証を行うこととする。
- ② 令和4年9月末における回収目標に対する進捗率が50%に達していない基金協会
・支所からヒアリングを行ったところ、下期(年末や年度末)に約定弁済されるも
のが多く、9月末時点で進捗把握を行うことで回収の促進が図られるものではない
ことが確認されたので、来年度からは省略することとする。

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程

平成28年3月17日運営委員会決定

平成30年2月23日一部改正

令和元年9月25日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。）第11条の2の規定に基づき漁業信用保険業務に置く運営委員会（以下単に「運営委員会」という。）の運営に関し、信用基金法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、信用基金法第11条の2第2項及び第3項に規定する事項を処理する。

(委員長)

第3条 運営委員会に委員長1人を置き、運営委員の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。

(招集)

第4条 運営委員会は、年2回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 委員長は、理事長から要請があったとき又は運営委員の3分の1以上の要求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員長又は第3条第3項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。

4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。

(委員の欠席)

第6条 運営委員会を欠席する運営委員は、代理人を運営委員会に出席させ、又は他の運営委員に議決権の行使を委任することができない。

2 運営委員会を欠席する運営委員は、委員長を通じて、運営委員会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、非公開とする。

(議事概要)

第8条 委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。

2 議事概要には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 提出議案
- (4) 議事経過の概要及びその結果
- (5) 閉会の日時
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

3 第5条第3項の規定により議決を行った場合の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。

(議事録)

第9条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び委員長の指名する運営委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、漁業調整室漁業業務推進課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営細則

平成30年10月3日運営委員会決定
令和元年9月25日一部改正

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程（平成28年3月17日運営委員会決定。以下「運営規程」という。）第11条の規定に基づき、運営規程第5条第3項の規定により行う議決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議事)

第2条 委員長は、運営規程第5条第3項の規定に基づき運営委員から意見を徴し又は賛否を問う場合には、原則として電子メールの送受信により、これを行うものとする。

- 2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する漁業調整室漁業業務推進課に行わせることができる。
- 3 委員長が運営規程第5条第3項の規定に基づき運営委員から意見を徴し又は賛否を問うた場合において、運営委員の過半数から意見又は賛否が表明されないときは、議決をすることができない。
- 4 運営規程第5条第3項の規定により行う議決は、意見又は賛否を表明した運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

附 則

この細則は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度年度計画
<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国においては、農林水産業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を加速させていくことが必要になっている。</p> <p>農業については、人口減少や農業者の高齢化など経済社会や農業・農村の構造変化が進んでおり、その持続的な発展を図るためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。このため、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う」とした。</p> <p>林業については、我が国の森林資源の本格的な利用期を迎える中で、林業や木材産業について、山村等における就業機会の創出と所得水準の向上をもたらす産業へと転換する、林業・木材産業の成長産業化を早期に実現することが課題となっている。このため、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）において、林業の生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力の強化、新たな需要創出等のための施策を講じることとなった。</p> <p>水産業については、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化など水産物の生産体制が脆弱化していることから、産業としての生産性の向上と所得の増大を図るため、「浜」単位での所得向上の取組や沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化を総合的かつ計画的に実施することとなった。このためには制度資金による融資及び漁業信用保証保険制度による経営支援の的確な実施が必要であり、「水産基本計画」（平成29年4月28日閣議決定）において、「漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化などの農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資するという使命を果たすべく、農林水産大臣及び財務大臣が定めた平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間における信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のとおり定める。</p> <p>これらの業務運営に当たっては、上記使命の達成に向け、業務の質の向上を図り、効率的、自律的に業務を実施するものとする。</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務省より指示された中期目標を踏まえて策定した中期計画を達成すべく、令和4年度において、以下の年度計画に従い、業務を実施するものとする。</p> <p>特に、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響の継続も念頭に置き、ウェブ会議と現地訪問を適切に組み合わせた現地関係者との協議等の手法の活用等を通じ、業務の質の向上を図るものとする。</p>

資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入や信用保証に係る負担軽減等を推進する」とした。

これらの各基本計画に基づいて、農林水産業の競争力を強化するためには、農林漁業者等が必要とする資金が円滑に融通される必要がある。近年、融資機関が担保・保証に過度に依存する姿勢を改め、事業性評価による融資への取組が進められる中においても、農林漁業経営は、自然条件に左右されるなどの農林漁業の特性から、信用力が低く経営に必要な資金の借入が難しい場合があることから、農林漁業経営に必要な資金が円滑に融通されるよう、融資機関による事業性評価による融資への取組を踏まえつつ、公的な信用補完制度である農林漁業の信用保証保険制度が適切に役割を果たしていくことが重要である。

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）に基づき、農林漁業の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としており、農林漁業者等の資金調達に重要な役割を果たしている。信用基金は、こうした役割を適切に発揮し、農林漁業者等の民間融資機関からの資金調達の円滑化を図り、農林水産業の競争力の強化を支援していく必要がある。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業共済制度や漁業災害補償制度があるが、近年、災害が頻発する傾向にある中で、その重要性を増している。さらに、平成 31 年 1 月から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業を実施することとした。

こうした中、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りの確保はこれまで以上に重要なものとなっており、共済団体等の資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行う信用基金

<p>の農業保険関係業務・漁業災害補償関係業務は、ますます重要性を増している。</p> <p>こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図るものとする。</p> <p>(別添) 政策体系図</p>		
<p>第2 中期目標の期間</p> <p>信用基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>		
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>
<p>信用基金は、基金法に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要資金が円滑に融通されるよう、農業・漁業の信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、農林漁業者等に対する質の高いサービスの提供及び業務の質の向上に取り組むものとする。</p> <p>なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の5つとする。</p>	<p>信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要資金が円滑に融通されるよう、農業・漁業の信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、農林漁業者等に対する質の高いサービスの提供及び業務の質の向上に取り組むものとする。</p> <p>なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の5つとする。</p>	

<p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対す 	<p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数 	<p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>また、融資機関等関係機関との情報交換に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>る農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。</p>		
<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 	<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p>	<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p>
<p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間 	<p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p>	<p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並びに農業経営改善促進資金について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率の円滑な適用に努める。</p>

<p>を踏まえると、最終年度までの導入が適当。</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 		
<p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>
<p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>
<p>ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>	<p>ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>	<p>ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>
<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつ</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必</p>

<p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p>	<p>つ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p>	<p>要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。</p> <p>また、農業信用基金協会及び融資機関との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。</p>
<p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%）</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下</p>	<p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下</p>
<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）</p>	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 回収向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>また、農業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 回収向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上
<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等） 	<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数 	<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>また、融資機関や農業者等の全国団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数
<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>	<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>	<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>

<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 	<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 	<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況
<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p>	<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p style="padding-left: 40px;">農業長期資金 償還日と同日付貸付</p> <p style="padding-left: 40px;">農業短期資金 月3回（5のつく日）</p>	<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p style="padding-left: 40px;">農業長期資金 償還日と同日付貸付</p> <p style="padding-left: 40px;">農業短期資金 月3回（5のつく日）</p>
<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況 	<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 	<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上

<p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等） <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。 	<p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数 	<p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき都道府県知事等の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。</p> <p>また、融資機関等関係機関への訪問等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問等による制度普及回数
<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会に</p>	<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会に</p>	<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保</p>

<p>において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 	<p>において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p>	<p>証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p>
<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>
<p>ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。</p>	<p>ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。</p>	<p>ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。</p>
<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p>
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下

<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等） 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上
<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等） 	<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2 	<p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>また、都道府県や関係団体との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2

	<p>回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 	<p>回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数
<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。 	<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組むことが重要である。</p> <p>このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p>	<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証について、令和2年度からの試行結果や職員の審査能力向上の取組の成果を踏まえ、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、令和4年度下半期の早い段階で本格導入する。</p>
<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>

<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況
<p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p>	<p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日</p>	<p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日</p>
<p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況 	<p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 	<p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数
<p>3 漁業信用保険業務</p>	<p>3 漁業信用保険業務</p>	<p>3 漁業信用保険業務</p>
<p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>

<p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 	<p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p>	<p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p>
<p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>
<p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>	<p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p>
<p>ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>	<p>ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>	<p>ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p>
<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p>	<p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p>

<p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p>	<p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p>	<p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>また、漁業信用基金協会及び融資機関との情報共有等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。</p>
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%） <p>＜想定される外部要因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下
<p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等） 	<p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 	<p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。</p> <p>また、漁業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上

<p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等） 	<p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 	<p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>また、融資機関、漁業者等の全国団体、現地水産関係団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの反映等状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上
<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>	<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>	<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p>
<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p>

<p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p>	<p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 	<p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況
<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p>	<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p>漁業長期資金 償還日と同日付貸付</p> <p>漁業短期資金 8日</p>	<p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p>漁業長期資金 償還日と同日付貸付</p> <p>漁業短期資金 8日</p>
<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</p>	<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>	<p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>
<p>4 農業保険関係業務</p>	<p>4 農業保険関係業務</p>	<p>4 農業保険関係業務</p>
<p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、</p>	<p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、</p>	<p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、</p>

<p>利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況</p>	<p>利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>	<p>利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>
<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。</p>	<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p>	<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p>
<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>
<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>
<p>5 漁業災害補償関係業務</p>	<p>5 漁業災害補償関係業務</p>	<p>5 漁業災害補償関係業務</p>
<p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p>	<p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p>

【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上	【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上
<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。</p>	<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p>	<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p>
<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>
<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 事業の効率化</p> <p>事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>1 事業の効率化</p> <p>事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。</p>
<p>2 経費支出の抑制</p>	<p>2 経費支出の抑制</p>	<p>2 経費支出の抑制</p>

<p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の（1）及び（2）のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。</p> <p>ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>イ 業務実施方法を見直す。</p> <p>ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>	<p>業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の（1）及び（2）のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>	<p>業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の（1）及び（2）のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）を抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>
<p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>		
<p>3 調達方式の適正化</p> <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p>	<p>3 調達方式の適正化</p> <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p>	<p>3 調達方式の適正化</p> <p>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p>
<p>(1) 調達等合理化計画</p>	<p>(1) 調達等合理化計画</p>	<p>(1) 調達等合理化計画</p>

<p>ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>
<p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>
<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</p> <p>また、ウェブ会議やテレワークのシステムを状況に応じて有効に活用し、業務の電子化だけでなく、事務・事業のやり方や働き方についての見直しを模索していく。</p>

第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2（1）の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2（1）の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>	<p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2（1）の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>
	<p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。</p>	<p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。</p>
<p>2 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>

<p>3 長期借入金の条件 基金法第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>4 長期借入金の条件 基金法第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>4 長期借入金の条件 基金法第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>
	<p>5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。</p>	<p>5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において227億円(注)を限度とする。 (注)独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額(110億円)を超える借入について農林水産大臣の認可を得ている。</p>
	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」(令和2年1月10日付け元水漁第1203号)を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。 また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。</p>	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 (措置済みのため、予定なし。)</p>
	<p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。</p>	<p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。</p>

	<p>8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用する。</p>	<p>8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用する。</p>
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項
	<p>1 施設及び設備に関する計画 予定なし。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 予定なし。</p>
1 職員の人事	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
<p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。</p>	<p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数が期初の常勤職員数（113名）を上回らないようにする。</p>	<p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、令和5年3月31日の常勤職員数が平成30年4月1日の常勤職員数（113名）を上回らないようにする。</p>
	<p>(2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の人件費総額（見込み）5,569百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、</p>	<p>(2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>

	職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	
(2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価及び期首・期末の面談を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。
(3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	(4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	(4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮しつつ横断的な人事管理を行う。 研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、その充実を図るとともに、引き続き、専門性の高い人材の早期育成を図るよう実施する。
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。
2 ガバナンスの高度化 (1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員	4 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委	4 その他 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委

<p>会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p>	<p>員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p>	<p>員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p>
<p>(2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的 に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行 う。</p>	<p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的 に開催して、業務に関する重要事項について意見交換 を行う。</p>	<p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的 に開催して、業務に関する重要事項について意見交換 を行う。</p>
<p>イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各 種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内 部統制を推進する。</p>	<p>(イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、 各種委員会における取組状況をモニタリングするな ど、内部統制を推進する。</p>	<p>(イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、 各種委員会における取組状況をモニタリングするな ど、内部統制を推進する。</p>
<p>ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催 して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリス ク管理を実施する。</p>	<p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を 開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的な リスク管理を実施する。</p>	<p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を 開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的な リスク管理を実施する。</p>
<p>エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員 会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプラ イアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p>	<p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委 員会において外部有識者の知見を活用するなど、コン プライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p>	<p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委 員会において外部有識者の知見を活用するなど、コン プライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。</p>
<p>オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主 点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策 を検討する。</p>	<p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自 主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善 策を検討する。</p>	<p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自 主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善 策を検討する。</p>

<p>カ 監査</p> <p>各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>(カ) 監査</p> <p>各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>(カ) 監査</p> <p>各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>
<p>3 情報セキュリティ対策</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、平成29年度に設置したCISOアドバイザーの専門的な知見の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>